

水窪川水系 遊漁の手引き

令和6年度

遊漁制限のあらまし

全区域

天竜川漁協では次の表のとおり漁法の制限をします。これは、皆さんに快適な漁場を提供するためと、魚族の保護・繁殖のために必要な静岡県知事の許可を受けた制限ですから、必ず守って下さい。

漁業の 名称	漁業の 方法	統数又は規模	期 間
ア ユ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内 疑似オトリ禁止 リール禁止	6月15日から 12月31日まで
	餌 釣	針は2本以内	8月1日から 12月31日まで
ア マ ゴ	餌 釣	針は2本以内	3月1日から 9月30日まで
	ルアー釣	ルアーは1個	
	フライ釣	フライは2個以内	
	和式毛針釣 (テンカラ)	釣針は1本	
ワカサギ	餌 釣	竿は1本	1月1日から 2月末日までと 6月1日から 12月31日まで

○大きさ(全長)の制限

次の大きさ以下のものは、採捕することが禁止されています。

ア ユ …………… 8cm

ア マ ゴ …………… 12cm

ワカサギ …………… 5cm

遊漁中の注意事項

- (1) 遊漁証は漁場監視員・組合員が見易い所に着用して下さい。見易い所に着用していないと、トラブルの原因にもなります。
遊漁証の現物が確認出来ない場合は、日券を現場販売価格にて購入して頂きます。
紛失などによる遊漁証の再発行は致しません。
- (2) 遊漁証はご本人以外に使用出来ません。第三者に貸した場合は、以後の遊漁を停止(遊漁証を没収)致します。
- (3) 遊漁証に、氏名・年齢・住所・写真が入っていないものは無効です。
- (4) 遊漁中漁場監視員より要求があったときは、直ちに遊漁証を提示して下さい。
◎漁場監視員は、規則の励行について、遊漁者に必要な指示をすることができますから、これに従って下さい。
- (5) 遊漁中は、充分な距離をとって遊漁し、他の遊漁者に迷惑をかけないようにしましょう。
- (6) 支流全域と、浜北大橋から河口までの区域は、「川底をかきまぜる」ことが禁止されていますから注意して下さい。
- (7) 水窪川水系漁場図に示した、危険個所、禁漁区、保護水面には、指示を守って立入らないようにして下さい。
- (8) 以上のほか、国・県の法規、組合の規則を守って下さい。
- (9) (1)から(8)までの事項に違反しますと、遊漁の停止や、以後の入漁をおことわりすることがありますから注意して下さい。(この場合すでに納付済の遊漁料は払い戻しません)

◆遊漁料(ルアーフライ専用区を除く魚種・漁法)

○年券 7,000円(アユを含む全魚種・全漁法)

5,000円(アユを除く全魚種・全漁法)

※年券の購入には、70mm×50mmの上半身撮影写真が必要です。
釣場での販売は致しません。

○日券 2,000円(全魚種・全漁法)

※釣場での販売は1,000円増しです。

※18歳以下は無料。静岡県磐田市(旧磐田郡福田町を除く)及び浜松市(旧浜松市西区雄踏町、舞阪町、旧浜松市北区引佐町、細江町、三ヶ日町、浜松市天竜区春野町を除く)にご住所のある方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しを組合までご持参の方は、年券をそれぞれ半額でご購入いただけます。ただし、購入には70mm×50mmの上半身撮影写真が必要となります。

ルアーフライ専用区入漁証の割引はありません。

**事故・トラブル・盗難にはくれぐれもご注意下さい。
組合では一切の責任を負いかねます。**